

質問に対する回答一覧

平成 29 年 12 月 12 日現在

質 問	回 答
<p>A1.モニュメント設置後のメンテナンスなどはどのような条件になるのか。 設置して検査を受けた時点で基本作業は終了になるのか、数年後でも故意や過失での劣化に対して対応義務があるのか、など具体的な条件はあるのか？</p>	<p>Q1.モニュメント設置後のメンテナンスについては、対応する義務はございません。 本事業については、泉南市及び大阪府の検査を受けた時点で事業は完了となります。 ただし、1年以内に発現した故意や過失に因る劣化については、契約書の締結により、瑕疵担保としてその履行又は修正を請求し、履行又は修正していただくとともに、発生した損害についてその賠償を請求できるものとします。</p>
<p>A2.モニュメントについて、デザイン及び企画に関して、申請事業者で決定するし、モニュメントの作成・設置は、協力会社様に行うという認識でよろしいか？</p>	<p>Q2.このたびの事業は、さまざまな業種のノウハウが必要となるため、関係会社との連携が必要となることが考えられます。そのため、企画提案書に添付する「(3) 業務実施体制表（様式任意）」においてその協力・連携関係を明確にしておいてください。</p>
<p>A3.観光マップに作成について、両面印刷という仕様ですが、片面が地図面・片面が記事面という認識でよろしいか？</p>	<p>Q3.作成する観光マップは、既存のまちあるき観光マップ「恋するせんなん」を想定しています。受託者は、本市から提供するマップデータ（AI）の地図面に新たに「恋人の聖地」モニュメントアイコンのプロットと、記事面の時点修正を行ったうえで、印刷する作業になります。 マップ概要については、片面地図面、もう片面が記事面となり、詳細は下記 HP に掲載していますので、ご確認ください。 http://www.city.sennan.lg.jp/kanko/kanko/1489384701095.html</p>
<p>A4.観光マップについて、地図面に関してプロットするポイントは貴市にてご指定いただけるという認識でよろしいか？</p>	<p>Q4.アイコンについては、そのデザイン、大きさが決定次第、本市と協議の上、プロットポイントを決定します。</p>
<p>A5.観光マップについて、仮に記事面が発生する場合は、取材先を貴市が指定されるのか？ その際に、その記事面については、別途事業者で取材・作成するものでしょうか？それとも貴市より指定いただいたものを利用できるのか？</p>	<p>Q5.観光マップについて、記事面の時点修正の際に新たな取材先の掲載を行う場合は、本市において決定、取材し、記事を作成します。受託者については、それらをマップデータへ反映していただく必要があります。</p>

※質問については、原文そのままではなく、内容を整理して掲載しています。